

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十二条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和元年七月一日から九月三十日までとする。

令和元年十一月二十一日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行つた件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行つた件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行つた対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行つた事業者の概要
 - 1 茨城県の宿泊業者（震災により設備等が破損、数ヶ月の営業縮小による機会損失の発生）
買取りに係る債権の元本総額
二千四百八十五万円
- 5 出資決定を行つた対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行つた件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行つた件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 二件、その他 十二件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

二十四億二百八十三万五千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

百八十五万円

7

買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行つた買取決定に係る債権の概要

- 一 茨城県の印刷業者（震災により設備、在庫が破損）
- 二 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所が全壊し、工場半壊、設備も流出）
- 三 岩手県内陸部の運輸業（震災により駐車場が破損）
- 四 宮城県内陸部の金属加工業者（震災により、機械設備、在庫が破損。主要取引先の撤退により売上が減少）
- 五 栃木県の宿泊業者（震災により建物が損壊）
- 六 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場が半壊）
- 七 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全壊流出、一時営業停止を余儀なくされた）
- 八 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗、設備等が流出）
- 九 宮城県沿岸部の水産加工業者（震災により加工場が損壊）
- 十 青森県沿岸部の建設業者（震災により建物が損壊）
- 十一 青森県沿岸部の漁業者（津波により主要な船舶が破損）
- 十二 宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により店舗、工場、倉庫が全壊し、在庫も全て流出）
- 十三 青森県沿岸部の卸売業者（震災により設備が損壊、震災による受注減少に伴い売上が減少）

対象事業者に対して行つた買取決定に係る債権の買取価格の総額

十八億五千四百八十六万八千円